

一般競争入札公告					
神契公告第 85 号 一般競争入札の実施について 一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。 令和4年5月19日 神栖市長 石田 進					
公 告 番 号	神契公告第 85 号		担当課・TEL	都市整備部下水道課 0299-90-1157	
事 業 名	4土合分区下水道管渠改修第1号・神水（更）第2号工事				
事 業 場 所	神栖市 土合西一丁目 地内				
案 件 概 要	4土合分区下水道管渠改修第1号工事 工事延長L＝311m 管径200mm 開削工L＝303m マンホール設置工N＝1式 取付管及びます工N＝1式 付帯工N＝1式 4神水（更）第2号工事 配水管径75mm布設替工事N＝1式 仮設給水管布設工事N＝1式 給水管布設工事N＝1式 配水管径75mm撤去工事N＝1式				
履 行 期 間 等	契約締結日の翌日から 令和5年3月10日 まで				
事 業 種 別	工事				
入札参加 資格要件	登 録 区 分	建設工事	登 録 業 種	土木一式	
	営 業 所 の 等	土木工事業（特定建設業）			
	総 合 点	800 点以上			
	営 業 所 の 地	市内に本店または支店等			
	技 術 者 要 件	1級土木施工管理技士以上の資格を有し（国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認定したものを含む）かつ監理術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するもの			専任性 有
	履 行 実 績				
	そ の 他 要 件	専任配置を予定している現場代理人又は技術者においては、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の実施する水道配水用ポリエチレン配管施工講習会（当該協会に所属するポリエチレン管メーカーの実施する講習会を含む）の受講証を有すること。			
設 計 の 図 書 覧	場 所	直接閲覧・貸出を希望する場合は上記記載の担当課（事前連絡を要する）			
	ア ド レ ス	神栖市ホームページ https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1009254/index.html 入札情報サービス http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/			
入 札 方 法	電子・紙種別	電子入札			
入 札 参 加 受 付 （ 電 子 入 札 ）	期 間	令和4年5月20日 9：00 ～ 令和4年6月1日 17：00 ※ただし、土、日曜日を除く。			
質 疑 ・ 回 答	受 付 期 限	令和4年5月27日 17：00	回 答 日	令和4年5月31日	
	提 出 方 法	電子メールまたは持参 nyusatsu@city.kamisu.ibaraki.jp	回 答 方 法	市ホームページに掲載する https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1009254/index.html	
		設計図書に関する質疑の有無について確認した後、入札書を提出すること。 質疑の回答も仕様の一部とする。			
入 札 書 受 付 期 間 等	電 子 入 札	令和4年6月2日 9：00 ～ 令和4年6月13日 17：00			
	郵 便 入 札	事前承諾を得た紙入札に限り 令和4年6月2日 9：00 から 令和4年6月13日 17：00 までに神栖郵便局必着			
入 札 時 注 意 事 項	入 札 書	入札書には、契約希望金額の100/110の額を記載すること。			
	内 訳 書	提出を要する			
	そ の 他	入札書記載金額と内訳書の合計額は一致すること。郵便入札の場合、入札書及び内訳書は、指定封筒に同封して郵送してください。			
入 札（開 札）日 時	日 時	令和4年6月15日 14：00			
	場 所	神栖市役所分庁舎 2階 会議室3			
予 定 価 格	85,200,000 円（税抜）		低入札調査基準 最低制限価格	最低制限価格設定	
入 札 保 証 金	免除	契 約 保 証 金	要（契約金額の10分の1以上）		
前 払 金	有	（契約金額の4割以内）		部 分 払	無
建 設 リ サ イ ク ル 法	対象	議 決 の 要 否	否	長 期 継 続 契 約	対象外
そ の 他	●本公告の外、一般競争入札共通事項の記載事項も公告の一部となるため必ず確認すること。 一般競争入札共通事項 URL https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002570.html				
入 札 参 加 資 格 審 査 書 類	一般競争入札共通事項のとおり 落札の日から起算して2日（市役所の閉庁日を除く執務時間中）以内に提出すること。				